

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年12月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 アクロスプラザ長岡A街区

所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1外

設置者 三菱UFJリース株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻の変更）に関する届出

公告日 平成24年7月31日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成24年12月11日から平成25年1月11日まで